

公益信託 グリーンプログラム 21（みどり基金）
助成金給付対象者募集のお知らせ

公益信託 グリーンプログラム 21（みどり基金）は、助成金給付対象団体、グループの募集を以下の募集要項に基づき行います。

<募集要項>

1. 助成対象	①大阪府内で地域住民が主体となり、緑化活動を行っている団体またはグループ ②大阪府内で公共性の高い施設・空間（市街地や都市近郊林等）における緑化活動を行っている団体またはグループ
2. 提出書類	本公益信託所定の「助成金給付申請書」および「助成金を申請する事業の概要等の説明資料（見積書、計画書等）」 （注）提出書類は、いかなる場合においても、ご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください ※ご応募にあたっては、書類に記載のある方皆さままで「 <u>公益信託関連業務における個人情報の利用について</u> 」を必ずご覧になり、個人情報の利用目的や情報の提供先等受託者における個人情報の取扱をご確認いただき、この取扱にご同意を得た上で必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。
3. 提出期限	令和2年8月31日（月）
4. 給付の決定	9月に開催する本公益信託の運営委員会において、給付の可否ならびに給付金額を決定します。
5. 報告書提出	助成金給付者には、助成対象活動の終了後、本公益信託所定の「報告書」を提出していただきます。
6. 事務局	〒135-8581 東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリア W2 棟 株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 営業店サポートグループ 公益信託担当 TEL 03-6704-3359 FAX 03-5632-5944

以 上

<必ずご覧ください>

公益信託関連業務における個人情報の利用について

公益信託からの助成を申請する皆さまへ

株式会社りそな銀行
(公益信託受託者)

弊社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、公益信託からの助成金の給付申請者等の個人情報（申請書類に記載のある個人情報）を下記の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲で提供先とともに利用いたします。

公益信託の助成事業の遂行にあたってこの取扱は不可欠なものであり、助成金の給付申請にあたっては、申請書類に個人情報の記載がある皆さまに本紙記載の取扱をご確認いただき、これにご同意を得た上で、申請書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

- ・業務内容
 - 公益信託の助成事業遂行に必要な業務
(助成先の審査・決定、助成金給付及び基金の管理に付随する業務)
- ・利用目的
 - 公益信託の助成事業への申込に伴う審査、決定及び助成金給付の際の判断のため
 - 公益信託の事業執行の妥当性の判断並びに基金の業務及び管理を適切に遂行するため
- ・個人情報提供先
 - 公益信託関係者
(例) 運営委員、信託管理人、委託者、運営事務局、業務委託先
 - 主務官庁

以 上